

## 「国連生物多様性条約第15回締約国会議」開催

### ◆ 生物多様性会議COP15の第1部が開催、第2部は2022年春に開催

2021年10月11日～15日、生物多様性の保護に関する新たな目標を議論する「国連生物多様性条約第15回締約国会議」(CBD COP15)が、中国がホスト国となり雲南省昆明市で開催された。今回は対面とオンライン併用の第1部会合で、22年4月25日～5月8日に第2部が開催される。第2部では、10年に採択された「愛知目標」後の新たな目標「ポスト2020生物多様性枠組」が採択される予定だ。

### ◆ 第1部の「昆明宣言」では生物多様性損失の危機の再認識

第1部では、各国首脳や閣僚から生物多様性に関する取組みが表明され、日本は生物多様性日本基金として総額1,700万ドル規模での国際支援を発表した。

閣僚級会合後には「[昆明宣言](#)」が取りまとめられた。宣言では、「生物多様性の損失、気候変動、土地の劣化と砂漠化、海洋の劣化と汚染、人間の健康と食料安全保障に対するリスクの増加という、前例のない相互に関連した危機が、社会、文化、地球に存亡の危機をもたらしている」とし、各国の国家戦略強化や法整備の必要性を強調した。「遅くとも2030年までに生物多様性の現在の損失を回復させ、生物多様性が回復軌道に乗ることを確実にするために、『ポスト2020生物多様性枠組』の策定、採択、実施を確実にする」としている。

### ◆ 投資の観点からも関心を集める自然保全、COP15第2部の数値目標に注目

ESG投資では気候変動対策が重視されているが、生物多様性を含む自然資源も関心を集めつつある。気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の自然版ともいえる「自然関連財務情報開示タスクフォース([TNFD](#): Taskforce on Nature-related Financial Disclosures)」が21年6月に設立された。企業の事業活動が自然に与える影響や依存度、自然関連リスクを評価し、情報開示を求める国際的な枠組みだ。23年に枠組みを完成し、市場で活用することを目指している。「ポスト2020生物多様性枠組」で決定される数値目標や、金融機関や企業を対象とした目標もTNFDの枠組みに反映される見込みだ。今後の動向に注目だ。【赤山英子】